

令和7年度江東区町会・自治会活性化取組支援業務委託仕様書

1. 目的

地域コミュニティの活性化には、町会・自治会（以下、「町会等」という。）への支援が重要であるが、効果的な施策の実施には、町会等が実施する取り組みや抱える課題について、客観的分析および改善案の提案が不可欠である。

当該業務においては、持続可能な町会・自治会活動に向けて、町会等に対しアンケートや現地調査及び現状分析を実施し、団体への負担軽減策や、新たな活性化策を検討するために必要な調査・助言を得ることを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 履行場所

江東区指定場所

4. 業務内容

(1) 町会等に対するアンケート調査

①設問内容等を区と協議した上で、各町会等の現在の運営体制や活動内容、課題、好事例などを抽出できるようなアンケート調査票を作成すること。

（高齢者でも読みやすいようなフォント等を使用すること。）

②設問数は区と協議の上、決定すること。

③アンケート調査票は区が提供するリストを使用し、町会等へ送付すること。町会等からの返送については受託者あてとし、返信用封筒も同封すること。なお、送付及び、返信にかかる郵送料については受託者負担とする。ただし、町会等への送付とは別に、紙30部及びPDFデータを令和7年9月24日までに区へ納品すること。

※令和7年4月1日時点の町会等の数は273団体である。（この数字は随時、変更される可能性がある。）

④期日までに回答がなかった団体については、区から督促を行うため、町会等からの提出状況を随時報告すること。

⑤提出された回答を集計し、表やグラフなどを用いて、分析資料を作成し、区へWordまたはExcelデータで提出すること。

⑥集計作業完了後、町会等から提出のあったアンケート調査票については、区へ提供すること。

⑦アンケートの回答があった町会等から、他の模範となる取り組みや持続的な運

営に課題を抱える団体の情報を区に提供すること。

(2) 区内町会・自治会への現地調査

- ①アンケートで抽出した他の模範となる取り組みや特出した取り組み（以下、「好事例」という。）を行っている、または区が推薦する町会等へ訪問し、現地でのヒアリング調査を行うこと。調査対象は20団体程度とする。
- ②受託者は区が提供する町会等の連絡先を使用し、現地調査のアポイントを取ることに。
- ③現地調査を行う前に受託者は各町会等への質問内容を記した質問票を作成し、区の承認を得ること。
- ④現地調査は、おおよそ令和7年12月26日を目途に完了すること。

(3) 好事例集の作成

- ①(1)、(2)を元に好事例を抽出し、好事例集を作成すること。
- ②好事例集は500部作成することとし、令和8年3月31日を納期とする。
また、PDFデータも納品すること。
- ③好事例集は区内町会等に配布及び区HPにて公表する。

(4) 役割の見える化の資料作成

アンケート・現地調査結果を踏まえ、地域コミュニティにおける町会等の役割・取り組みや、それを実施するための組織・運営体制について、町会等の分類ごとに類型化した資料を、区と協議の上、Wordで作成すること。

(5) 報告書の作成

令和7年度に実施した事項をA4サイズ1枚にまとめ、PDFデータで提出すること。

(6) 江東区庁内会議への出席及び運営支援（全2回）

- ①区が開催する江東区庁内会議へ出席し、助言や提案をすること。
- ②会議終了後、議事録を作成し、区へWordデータで提供すること。
- ③アンケートやヒアリング調査の進捗に応じ、次の会議で検討及び報告する必要があると思われる事項に関する資料を作成すること。

5. 支払方法

(1) 委託料の支払いは、業務委託終了後の年1回とする。なお、業務の履行に必要な経費はすべて本契約の契約金額に含めるものとする。

(2) 区は、業務の完了の確認又は検査を終了した後、受託者から正当な支払い請求を受けた日から30日以内に委託料の支払いを行うものとする。

6. その他

(1) 一般事項

- ①受託者はこの業務を円滑に遂行するため、業務の責任者を定め、区と連絡を密にし、各業務の遂行に遺漏のないよう万全を期すこと。
- ②従事者は服装を可能な限り統一し、清潔感を保つこと。
- ③参加者に不快の念を与えぬよう十分注意を払うこと。
- ④従事者が要する会場までの移動費用は契約金額に含むこと。

(2) ヒアリング中止の決定

災害等により、区または受託者が安全の確保等が難しいと判断した場合は、ヒアリングを中止することができる。その場合には、委託期間内で振替日を設けるものとする。ただし、それが困難な場合には、受託者は区と協議するものとする。

(3) 別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。

(4) 委託業務の履行にあたり、受託者の責めに帰すべき事由により区又は第三者に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

(5) 該当事業に関連する法令（労働基準関係法令等）を遵守すること。

(6) その他本仕様書に定めのない事項については、別途、江東区との協議の上履行すること。

(7) 成果物の著作権及び所有権は、全て区に帰属するものとし、区の許可なく、成果物の使用及び複製してはならない。

7. 担当者

地域振興部地域振興課地域振興係

担当 吉田・中沢・堀

電話 03-3647-4962